



2021年8月17日

各 位

会 社 名 本州化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 福山 裕二
(コード：4115、東証第2部)
問合せ先 取締役人事総務部長 池田 宣良
(TEL . 03 - 3272 - 1481)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年7月9日付プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2021年7月9日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2021年8月17日から2021年9月13日まで整理銘柄に指定された後、2021年9月14日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引をすることはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

併合する株式の種類

普通株式

併合比率

当社株式について、1,912,798株を1株に併合いたします。

減少する発行済株式総数

11,476,782株

効力発生前における発行済株式総数

11,476,788株(注)

(注)効力発生前における発行済株式総数は、当社が2021年6月24日に提出した当社有価証券報告書に記載された2021年3月31日現在の発行済株式総数(11,500,000株)から、当社が、2021年7月9日開催の取締役会における決議に基づき、2021年9月15日付で消却する予定

の自己株式数(23,212株)を除いた株式数です。

効力発生後における発行済株式総数

6株

効力発生日における発行可能株式総数

24株

1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- () 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、三井化学株式会社(以下「三井化学」といいます。)及び三井物産株式会社(以下「三井物産」といいます。三井化学及び三井物産を総称して「公開買付者ら」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者らのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2021年9月14日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者らに売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者らが2021年5月17日から2021年6月11日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,830円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

- () 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

公開買付者らである三井化学株式会社及び三井物産株式会社

なお、公開買付者らは、売却に係る株式を共同して取得し、共有することを予定しているとのことです。

- () 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者らは、端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を現預金で確保しているとのことです。当社は、公開買付者らが、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を確保できることを、株式会社三井住友銀行による、2021年5月13日付の、三井化学名義の普通預金の残高が69,397,990,425円である旨の預金残高証明書及び三井物産名義の当座預金の残高が5,098,773,230円である旨の預金残高証明書により確認しております。

したがって、公開買付者らによる端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

() 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2021年9月下旬を目途に会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2021年10月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2021年12月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、スクイズアウト手続として行われる株式併合の事例において株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に一般的に要すると考えられる期間及び当社のために当該売却に係る代金の交付を行う当社の株主名簿管理人との協議結果を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2021年9月15日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、これに伴う条数の繰り上げを行うものです。

当該定款の一部変更の内容等は、2021年7月9日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年9月16日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2021年8月17日（火）
整理銘柄指定日	2021年8月17日（火）（予定）
当社株式の売買最終日	2021年9月13日（月）（予定）
当社株式の上場廃止日	2021年9月14日（火）（予定）
本株式併合の効力発生日	2021年9月16日（木）（予定）

以上